

令和6年台風第10号に伴う災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用について (第1報～第2報)

株式会社WOWOW（本社：東京都港区、代表取締役 社長執行役員 山本 均、以下「WOWOW」）は、令和6年台風第10号に伴う災害救助法第2条第2項による災害救助法が適用された地域のご加入者、代理店に対して、被災に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設置し、お客さまの便宜を図ることを決定いたしました。専用フリーダイヤルの番号は以下の通りです。

被災を原因とする視聴不能など、WOWOWのお客さまからのご質問に対応いたします。

0120-814-619（受付時間：9:00-20:00／無休）

災害救助法の適用が発表された地域は下記の通りです。

【鹿児島県】

鹿児島市（かごしまし）、鹿屋市（かのやし）、枕崎市（まくらざきし）、
阿久根市（あくねし）、出水市（いずみし）、指宿市（いぶすきし）、
西之表市（にしのおもてし）、垂水市（たるみずし）、薩摩川内市（さつませんだいし）、
日置市（ひおきし）、曾於市（そおし）、霧島市（きりしまし）、
いちき串木野市（いちきくしきのし）、南さつま市（みなみさつまし）、
志布志市（しぶしし）、奄美市（あまみし）、南九州市（みなみきゅうしゅうし）、
伊佐市（いさし）、姶良市（あいらし）、鹿児島郡三島村（かごしまぐんみしまむら）、
鹿児島郡十島村（かごしまぐんとしまむら）、薩摩郡さつま町（さつまぐんさつまちょう）、
出水郡長島町（いずみぐんながしまちょう）、姶良郡湧水町（あいらぐんゆうすいちょう）、
曾於郡大崎町（そおぐんおおさきちょう）、肝属郡東串良町（きもつきぐんひがしくしらちょう）、
肝属郡錦江町（きもつきぐんきんこうちょう）、肝属郡南大隅町（きもつきぐんみなみおおすみちょう）、
肝属郡肝付町（きもつきぐんきもつきちょう）、熊毛郡中種子町（くまげぐんなかたねちょう）、
熊毛郡南種子町（くまげぐんみなみたねちょう）、熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）、
大島郡大和村（おおしまぐんやまとそん）、大島郡宇検村（おおしまぐんうけんそん）、
大島郡瀬戸内町（おおしまぐんせとうちちょう）、大島郡龍郷町（おおしまぐんたつごうちょう）、
大島郡喜界町（おおしまぐんきかいちょう）、大島郡徳之島町（おおしまぐんとくのしまちょう）、
大島郡天城町（おおしまぐんあまぎちょう）、大島郡伊仙町（おおしまぐんいせんちょう）、

大島郡和泊町（おおしまぐんわどまりちょう）、大島郡知名町（おおしまぐんちなちょう）、
大島郡与論町（おおしまぐんよろんちょう）

【宮崎県】

宮崎市（みやざきし）、都城市（みやこのじょうし）、延岡市（のべおかし）、日南市（にちなんし）、
小林市（こばやしし）、日向市（ひゅうがし）、串間市（くしまし）、西都市（さいとし）、
えびの市（えびのし）、北諸県郡三股町（きたもろかたぐんみまたちょう）、
西諸県郡高原町（にしもろかたぐんたかはるちょう）、
東諸県郡国富町（ひがしもろかたぐんくにとみちょう）、
東諸県郡綾町（ひがしもろかたぐんあやちょう）、児湯郡高鍋町（こゆぐんたかなべちょう）、
児湯郡新富町（こゆぐんしんとみちょう）、児湯郡川南町（こゆぐんかわみなみちょう）、
児湯郡都農町（こゆぐんつのちょう）、東臼杵郡門川町（ひがしうすきぐんかどがわちょう）、
東臼杵郡諸塚村（ひがしうすきぐんもろつかそん）、東臼杵郡椎葉村（ひがしうすきぐんしいばそん）、
東臼杵郡美郷町（ひがしうすきぐんみさとちょう）、西臼杵郡高千穂町（にしうすきぐんたかちほちょう）、
西臼杵郡日之影町（にしうすきぐんひのかげちょう）、西臼杵郡五ヶ瀬町（にしうすきぐんごかせちょう）

被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、被災された地域の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

以上

報道関連・IR関連のお問い合わせ

経営管理局 広報・IR部 TEL:03-4330-8080

E-mail:corp.support@wowow.co.jp

コーポレートサイト:<https://corporate.wowow.co.jp>

SNS(X):https://x.com/WOWOW_Inc